

大河原町選挙管理委員会告示第42号

有効署名総数について

地方自治法第74条の2第2項の規定により、令和7年10月6日から同年10月12日までの7日間、宮城県柴田郡大河原町条例制定請求者名簿を関係人の縦覧に供したところ、異議の申出がなかったので有効署名の総数は次のとおりである。

令和7年10月14日

大河原町選挙管理委員会委員長 佐藤 幸 栄



有効署名総数 1,454人